

別記

環境省水・大気環境局長
(公 印 省 略)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政
令等の施行について（通知）

海洋環境行政の推進につきましては、日頃より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

船舶からの有害液体物質の排出の規制については、「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書」の附属書Ⅱ（ばら積みの有害液体物質による汚染の規制のための規則）を受けて、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）において規定されています。

令和元年 5 月に開催された国際海事機関の海洋環境保護委員会(以下「MEPC」という。)第 74 回会合において、同附属書Ⅱ及び国際バルクケミカルコード（以下「IBC コード」という。）の改正が採択されました(以下改正後の附属書を「改正附属書」、改正後の IBC コードを「改正 IBC コード」という。)。これを受け、国内担保のため以下の法令を改正しました。いずれも、改正附属書Ⅱ及び改正 IBC コードが発効する令和 3 年 1 月 1 日から施行されます。

第 1：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 201 号。以下「令」という。）

第 2：船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令（昭和 62 年総理府・運輸省令第 1 号。以下「省令」という。）

第 3：国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質（平成 18 年 12 月環境省告示第 148 号。以下「サーキュラー告示」という。）

第 4：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一各号ニの規定に基づく物質の有害性の程度に応じ環境大臣の定める係数（平成 18 年 12 月環境省告示第 147 号。以下「係数告示」という。）

ついては、下記事項に留意の上、法令の適切かつ円滑な運用が図られるよう、貴会員への周知に努める等、御協力いただくようお願いいたします。

記

第1 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令

令においては、附属書Ⅱの基準に従い、IBC コードに掲載された物質を対象として、有害液体物質又は有害でない物質を指定するとともに、有害液体物質の有害性に応じた事前処理方法及び排出海域・排出方法等を定めている。

改正 IBC コードにおいて、X類物質、Y類物質、Z類物質及び有害でない物質がそれぞれ追加・変更されたこと等を受け、令別表第1 及び別表第1 の2 を改正した（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和2 年政令第245 号）。以下「改正令」という。）。変更点は添付資料1 を参照されたい。

第2 船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令

従来、液体物質の事前処理の方法は、IBC コードにおける汚染分類（X類、Y類、Z類及び0S）のみによって規定されていたところ、附属書Ⅱの改正に伴い新たに定義された「残留性浮遊物質」のうち、一定の要件を満たすもの（以下「特定残留性浮遊物質」という。）については、特定の海域で取卸しを行う際の規制が強化され、Y類物質であっても、X類物質と同等の事前処理が必要となった（添付資料2 参照）。

これを受け、事前処理省令を改正し、第1 条で新たに残留性浮遊物質を定義し、第5 条第2 項第2 号イの表の3 の項で特定残留性浮遊物質の要件を示し、同号イ及びロで特定残留性浮遊物質に係る予備洗浄装置の使用方法の規定を変更した。また、別表（第5 条第2 項関係）において、新たに西ヨーロッパ海域とノルウェー海域の範囲を指定した。なお、特定残留性浮遊物質の予備洗浄に関しては、貨物残留物の除去に有効な場合は、事前に受入れ施設と協議し同意を得た場合に限り、少量の洗浄添加剤を使用することができることとする。

（1）残留性浮遊物質の定義（第1 条）

次のいずれにも該当する物質とする。

- ・ 密度が海水の密度以下のものであること
- ・ 蒸気圧が0.3 キロパスカル以下のものであること
- ・ 水に対する溶解度が0.1 重量パーセント（当該物質が固体である場合にあっては10 重量パーセント）以下のものであること
- ・ 温度20度における動粘度が10 平方ミリメートル毎秒を超えるものであること
- ・ 膜を生成するものであること

（2）特定残留性浮遊物質の要件（第5 条第2 項第2 号イの表の3 の項）

次のいずれにも該当することとする。

- ・ 非凝固性物質であって低粘性物質であること
- ・ Y類物質等であること
- ・ 温度20度における粘度が50 ミリパスカル秒以上である物質又は融点が温度0 度以上である物質であること

特定残留性浮遊物質は、改正 IBC コード第17 章の“o” 欄に“16.2.7” と付さ

れることで特定される。特定残留性浮遊物質に該当する物質は添付資料3のとおり。

(3) 特定残留性浮遊物質に係る予備洗浄装置の使用方法的規定の変更(第5条第2項第2号イ及びロ)

① 洗浄水の量に係る規定の変更

特定残留性浮遊物質について、北西ヨーロッパ海域、バルティック海海域、西ヨーロッパ海域又はノルウェー海域(以下「特定海域」という。)で取卸しを行った際には、凝固性物質であるもの又は高粘性物質であるものと同様の量の洗浄水を用いて洗浄を実施しなければならないこととした。

② 洗浄機の作動数に係る規定の変更

特定残留性浮遊物質について、特定海域で取卸しを行った際には、洗浄機を、凝固性物質であるものと同様のサイクル数作動させて予備洗浄を実施しなければならないこととした。

(4) 西ヨーロッパ海域とノルウェー海域の範囲

該当する海域は、添付資料4のとおり。

(5) 特定残留性浮遊物質の予備洗浄における少量の洗浄添加剤の使用について

改正附属書Ⅱ付録ⅥのCの規定に基づき、予備洗浄による貨物残留物の除去に有効な場合は、事前に受入れ施設と協議し同意を得た場合に限り、少量の洗浄添加剤を使用することができることとする。

第3 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質

IBCコードは条約の手續に則って数年に一度改正されるところ、IBCコードが改正されるまでの間、新たに国際的にばら積み輸送しようとする液体物質については、毎年1回、MEPCによって有害性の判定が行われ、回章が発行されている。回章に掲載されている物質のうち、我が国への輸送が可能な物質として記載されているものについては、環境大臣がMEPCの判定に基づいて有害液体物質又は有害でない物質を指定し、有害性の程度に応じた係数を定めている(改正令別表第1各号ロ及び別表第1の2第21号)。サーキュラー告示は、当該物質及び物質ごとの係数を定めるものである。

附属書Ⅱ及びIBCコードの改正によって、回章に掲載されていた物質の一部が、改正IBCコードに移行されたことに伴い、次の表3-1から表3-3までに掲げる物質(改正令により令別表第1に追加された物質。改正前の令から名称を変更したものも含む。)を改正前告示から削除した。

表3-1：削除する物質(令別表第1第1号ロの規定に基づき環境大臣が海洋環境の保全の見地からX類物質と同程度に有害であるものとして指定する物質)

物質	係数
(6) アルキルベンゼンの混合物(ナフタレンを含む物に限る。)	一、〇〇〇
(7) オフショア開発により汚染された液体	一〇〇、〇〇〇
(8) 炭化水素ワックス	二五、〇〇〇

(9) 中純度パラフィンワックス	二五、〇〇〇
(10) ノルマルオクタンチオール	一〇、〇〇〇
(11) ノルマルドデカンチオール	一〇、〇〇〇
(12) 廃食用油（トリグリセリド（炭素数が十八の不飽和脂肪酸を含む脂肪酸の炭素数が十六から十八までのものの混合物に限る。）を除く。）	一〇〇、〇〇〇

表３－２：削除する物質（令別表第１第２号ロの規定に基づき環境大臣が海洋環境の保全の見地からＹ類物質と同程度に有害であるものとして指定する物質）

物質	係数
(3) アマナズナ種子油	一
(4) アルカノール（炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。）及びシクロアルカノール（炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。）の混合物	一
(5) アルキルカルボン酸ナトリウム、エチレングリコール及びホウ砂の混合物（エチレングリコールの濃度が七十五重量パーセントを超えるものに限る。）	二五
(6) 長鎖アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が十四から三十までのもの及びその混合物に限る。）	一
(7) アルキルフェノールポリエトキシラート（アルキル基の炭素数が十二のものを含む炭素数が十から十五までのものであつて、重合度が四から十二までのものの混合物に限る。）	一
(10) エチレングリコールモノブチルエーテル及び多分岐ポリエステルアミドの混合物	一
(11) キシレノール、クレゾール及びフェノールの混合物	一〇
(12) グリセリンプロポキシラート及びソルビトールプロポキシラートの混合物（アミンの含有量が十重量パーセント以上のものに限る。）	一
(16) 一・二シクロヘキサンジカルボン酸ジイソノニルエステル	一
(19) 脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十から十八までのもの（炭素数が十二から十六までのものを除く。）であつて、重合度が七のもの及びその混合物に限る。）	一〇
(20) 植物油の混合物（遊離脂肪酸の含有量が十五重量パーセント未満のものに限る。）	一〇〇
(22) 水酸化アルミニウム、水酸化ナトリウム及び炭酸ナトリウムの混合溶液（濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。）	一〇
(23) 大豆油脂肪酸メチルエステル	一
(25) テレフタル酸ジ－二－エチルヘキシル	一
(27) トール油のナトリウム塩	一

(28) 一ードデセン	一
(30) ナフタレン（粗製のものに限る。）	二五
(31) ノルマルアルカン（炭素数が九から十一までのものの混合物（炭素数が十及び十一のものの混合物を除く。）に限る。）	一
(32) 廃食用油（トリグリセリド（炭素数が十八の不飽和脂肪酸を含む脂肪酸の炭素数が十六から十八までのものの混合物に限る。）に限る。）	一
(33) ピペラジン溶液（濃度が六十八重量パーセントのものに限る。）	二五
(34) フィッシュサイレージ（ぎ酸の含有量が四重量パーセント以下のものに限る。）	一
(35) ぶどう油	一
(40) ポリイソブチレン（重合度が四未満のもの及びその混合物に限る。）	一
(41) ポリイソブチレンアミンの脂肪族炭化水素（炭素数が十から十四までのもの及びその混合物を除く。）を溶媒とする溶液	一

表３－３：削除する物質（令別表第１第３号ロの規定に基づき環境大臣が海洋環境の保全の見地からＺ類物質と同程度に有害であるものとして指定する物質）

物質	係数
(1) アクリル酸及びエテンスルホン酸の共重合体のナトリウム塩並びにホスホン酸塩の混合溶液	○
(3) アルキルカルボン酸ナトリウム及びエチレングリコールの混合物（エチレングリコールの濃度が八十五重量パーセントを超えるものに限る。）	○
(4) エチルターシャリペンチルエーテル	○
(5) 魚類たんぱく質濃縮物（ぎ酸の含有量が四重量パーセント以下のものに限る。）	○
(7) 二・六ージアミノヘキサン酸リン酸塩溶液	○
(8) シクロヘキサンカルボン酸ナトリウム塩溶液	○
(12) 無水マレイン酸及びプロパー二－エン－－スルホン酸ナトリウムの共重合体の溶液	○

第４ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一各号ニの規定に基づく物質の有害性の程度に応じ環境大臣の定める係数

令別表第１各号イに掲載された有害液体物質については、有害液体物質同士の混合物を運送する際の汚染分類を判断するための係数を、物質ごとに定める必要がある。その定め方については令別表第１各号ニにおいて、環境大臣が有害性の程度に応じた係数を定めるとしており、これを係数告示により具体的な物質名と係数を定めている。

附属書Ⅱ及びIBCコードの改正に伴い、令別表第１各号イの物質が追加・変更され

た（第1及び添付資料1参照）。これを踏まえ、係数告示に表4－1に掲げる物質（改正令により有害液体物質に追加された物質及び汚染分類が変更された物質等）を追加し、当該物質について同表右欄のとおり係数を定め、また、表4－2に掲げる物質（改正令により有害液体物質から削除された物質及び汚染分類が変更された物質等）を削除した。

表4－1：追加する物質

汚染分類	物質名	係数
X類	アルキルベンゼンの混合物（ナフタレンを含むものに限る。）	一、〇〇〇
X類	海底及びその下における鉱物資源の探査及び掘採に伴い発生する廃水（その廃水の排出による海洋の汚染に起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものに限る。）	一〇〇、〇〇〇
X類	クロトンアルデヒド	一、〇〇〇
X類	炭化水素ワックス	二五、〇〇〇
X類	ノルマルオクタンメルカプタン	一〇、〇〇〇
X類	ノルマルドデカンメルカプタン	一〇、〇〇〇
X類	廃食用油（トリグリセリド（飽和脂肪酸の炭素数が十六から十八までのもの及び不飽和脂肪酸の炭素数が十八のものの混合物であつて、濃度が八十重量パーセント以上のものに限る。）を除く。）	一〇〇、〇〇〇
X類	パラフィンワックス（精製されたものであつて、鉱油の含有量が〇・五重量パーセントを超え五重量パーセント以下のものに限る。）	二五、〇〇〇
X類	フタル酸ジアルキル（アルキル基の炭素数が七から十三までのもの（フタル酸ジオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルを除く。）及びアルキル基の炭素数が七から十三までのものの混合物（フタル酸ジオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルのみから成る混合物並びにフタル酸ジデシル及びフタル酸ジノニルの混合物を除く。）に限る。）	二五、〇〇〇
X類	ポリイソブチレン（重合度が四以上のものであつて分子量が二百二十四を超えるもの及びその混合物に限る。）	一〇〇、〇〇〇
Y類	アジピン酸ジメチル	一〇〇
Y類	アマナズナ種子油	一
Y類	アルカノール（炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。）及びシクロアルカノール	一

	(炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。)の混合物	
Y類	アルキルカルボン酸ナトリウム、エチレングリコール及びホウ砂の混合物(エチレングリコールの濃度が七十五重量パーセントを超えるものに限る。)	二五
Y類	長鎖アルキルフェノール(アルキル基の炭素数が十四から三十までのもの及びその混合物に限る。)	一
Y類	アルキルフェノールポリエトキシラート(アルキル基の炭素数が十から十五までのものであつて重合度が四から十二までのものの混合物(アルキル基の炭素数が十二のものを含むものに限る。)に限る。)	一
Y類	イソホロンジイソシアナート	一〇
Y類	イソ酪酸二・二・四―トリメチルー三―イソブトキシペンチル	一
Y類	エチレングリコールモノブチルエーテル及び多分岐ポリエステルアミドの混合物(エチレングリコールモノブチルエーテルの濃度が五十八重量パーセントのものに限る。)	一
Y類	塩化ベンゼンスルホニル	一〇
Y類	キシレノール、クレゾール及びフェノールの混合物	一〇
Y類	グリセリンプロポキシラート及びソルビトールプロポキシラートの混合物(アミンの含有量が十重量パーセント以上のものに限る。)	一
Y類	魚サイレージ(ぎ酸の含有量が四重量パーセント以下のものに限る。)	一
Y類	一・二―シクロヘキサンジカルボン酸ジイソノニルエステル	一
Y類	脂肪酸(炭素数が八から十までのもの及びその混合物に限る。)	一〇〇
Y類	脂肪酸(炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。)	一
Y類	脂肪族アルコールポリエトキシラート(アルコールの炭素数が十七又は十八のものであつて重合度が七のもの(セコンダリアルアルコールでその炭素数が十七のものを除く。))及びその混合物に限る。)	一〇
Y類	硝酸アンモニウム及び尿素の混合溶液	一
Y類	植物油の混合物(遊離脂肪酸の含有量が十五重量パーセント未満のものに限る。)	一〇〇
Y類	N・N―ジメチルドデシルアミン	一〇〇

Y類	水酸化アルミニウム、水酸化ナトリウム及び炭酸ナトリウムの混合溶液（濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。）	一〇
Y類	水酸化カルシウム	一
Y類	ターシャリドデカンチオール	一
Y類	大豆油脂肪酸メチルエステル	一
Y類	テレフタル酸ジ－二－エチルヘキシル	一
Y類	トール油のナトリウム塩（粗製のものに限る。）	一
Y類	ドデシルベンゼン	一
Y類	一－ドデセン	一
Y類	ナフタレン（粗製のものに限る。）	二五
Y類	ノルマルアルカン（炭素数が九から十一までのものの混合物（炭素数が九のものを含むものに限る。）に限る。）	一
Y類	ノルマルアルカン（炭素数が十から二十までのもの及びその混合物に限る。）	一
Y類	廃食用油（トリグリセリド（飽和脂肪酸の炭素数が十六から十八までのもの及び不飽和脂肪酸の炭素数が十八のものの混合物であつて、濃度が八十重量パーセント以上のものに限る。）に限る。）	一
Y類	ピペラジン溶液（濃度が六十八重量パーセントのものに限る。）	二五
Y類	フタル酸ジオクチル	一
Y類	ぶどう油	一
Y類	ポリイソブチレン（重合度が四以上のものであって分子量が二百二十四を超えるもの及びその混合物を除く。）	一
Y類	ポリイソブチレンアミン化合物の脂肪族炭化水素を溶媒とする溶液	一
Y類	メタクリル酸ドデシル	一
Z類	アクリル酸及びエチレンスルホン酸の共重合体のナトリウム塩並びにホスホン酸塩の混合溶液	〇
Z類	アルキルカルボン酸ナトリウム及びエチレングリコールの混合物（エチレングリコールの濃度が八十五重量パーセントを超えるものに限る。）	〇
Z類	エチルターシャリペンチルエーテル	〇
Z類	エチレングリコール	〇
Z類	魚たんぱく質濃縮物（ぎ酸の含有量が四重量パーセント以下のものに限る。）	〇
Z類	シクロヘキササンカルボン酸ナトリウム塩溶液	〇

Z類	二・六ージアミノヘキサン酸燐酸塩溶液	○
Z類	無水マレイン酸及びアリルスルホン酸ナトリウムの共重合体の溶液	○

表4－2：削除する物質

汚染分類	物質名	係数
X類	アジピン酸ジメチル	一〇〇
X類	イソホロンジイソシアナート	一〇
X類	N・N－ジメチルドデシルアミン	一〇〇
X類	ターシャリドデカンチオール	一、〇〇〇
X類	フタル酸ジアルキル（アルキル基の炭素数が七から十三までのもの（フタル酸ジイソオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルを除く。）及びアルキル基の炭素数が七から十三までのものの混合物（フタル酸ジイソオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルのみから成る混合物並びにフタル酸ジデシル及びフタル酸ジノニルの混合物を除く。）に限る。） （イ） フタル酸ジアルキル（アルキル基の炭素数が七から十三までのもの（フタル酸ジイソオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジオクチル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルを除く。）及びアルキル基の炭素数が七から十三までのものの混合物（フタル酸ジイソオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルのみから成る混合物並びにフタル酸ジデシル及びフタル酸ジノニルの混合物を除く。）に限る。） （ロ） フタル酸ジオクチル	二五、〇〇〇 一
Y類	エチレングリコール	○
Y類	クロトンアルデヒド	一、〇〇〇
Y類	脂肪酸（炭素数が八から十まで又は十二以上のもの及びその混合物に限る。） （イ） 脂肪酸（炭素数が八から十までのもの及びその混合物に限る。） （ロ） 脂肪酸（炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。）	一〇〇 一

Y類	フタル酸ジイソオクチル	一
Y類	ペテロラタム	一
Y類	ポリイソブチレン（重合度が四以上のもの及びその混合物に限る。）	一
Y類	ワックス（パラフィンワックスを除く。）	一
Z類	イソ酪酸二・二・四トリメチルー三ーイソブトキシペンチル	一
Z類	塩化ベンゼンスルホニル	一〇
Z類	硝酸アンモニウム及び尿素の混合溶液 （イ） 硝酸アンモニウム及び尿素の混合溶液（遊離アンモニアの含有量が一重量パーセント未満のものに限る。） （ロ） 硝酸アンモニウム及び尿素の混合溶液（遊離アンモニアの含有量が一重量パーセント未満のものを除く。）	一 一〇
Z類	水酸化カルシウム	一
Z類	トリエチレングリコール	〇
Z類	ドデシルベンゼン	一
Z類	プロピレングリコール	〇
Z類	メタクリル酸ドデシル	一

<添付資料一覧>

添付資料1：IBCコード・海防法施行令別表対応表

添付資料2：RESOLUTION MEPC.315(74)

添付資料3：特定残留性浮遊物質一覧

添付資料4：西ヨーロッパ海域及びノルウェー海域の海域図

添付資料5：【参考】IBCコード改正に係る政令及び告示の位置付け

別記

協会名
(一社) 日本化学工業協会
化成品工業協会
石油化学工業協会
石油連盟
日本界面活性剤工業会
(一社) 日本化学品輸出入協会
(一社) 日本植物油協会
日本石鹼洗剤工業会
日本ソーダ工業会
(一社) 日本芳香族工業会
日本無機薬品協会
油糧輸出入協議会
(一社) 日本船主協会
日本内航海運組合総連合会
全国内航タンカー海運組合
(一社) 日本中小型造船工業会
(一財) 日本海事協会
(公社) 日本海難防止協会